

人材開発支援助成金 (教育訓練休暇制度・長期教育訓練休暇制度) 制度導入・適用計画届

提出日 2020 年 4 月 15 日

東京 労働局長 殿

代理人又は事務代理者・代行者の申請の場合は該当箇所に○をつけてください。

標記について、次のとおり提出します。

1 事業主	所在地 (〒 100-8916)	所在地 (〒 100-8916)
	名称 東京都千代田区霞が関1-0-0	名称 東京都千代田区霞が関1-0-0
1 事業主	代表者氏名 株式会社 厚生労働 労働 太郎	名称 △△社会保険労務士事務所
	代表者氏名 労働 太郎	代表者氏名 社会保険労務士 厚生 次郎
2 雇用保険適用事業所番号 1301-xxxxxx-x	3 労働保険番号 13 xxx-xxxxxx-xxx	5 職業能力開発推進者名
(1)が100人以上であって、(2)が100人未満である場合、企業全体の雇用する被保険者数が100人未満であることが確認できる書類(記入例の場合、11人以上が被保険者でない(有期契約労働者、短時間労働者、派遣契約労働者のいずれかに該当する)ことが確認できる書類)を添付してください。		役職 人事課長
(1) 企業全体の雇用保険法第4条に定める被保険者数 110 人		氏名 労働 次郎
(2) 企業全体の雇用する被保険者数 ※上記(1)の人数から有期契約労働者、短時間労働者、派遣契約労働者を除いた人数を記載 90 人		
6 制度導入・適用計画期間(3年間)	2020 年 6 月 1 日 ~ 2023 年 5 月 31 日	
7 事業内職業能力開発計画の策定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
8 導入予定日	2020 年 6 月 1 日	
9 届出に関する担当者	所属	△△社会保険労務士事務所
	氏名	社会保険労務士 厚生 次郎
	電話番号	03 - 5253 - △△△△
	FAX	03 - 5253 - □□□□
	e-mail	

【注意事項】

- 記載にあたっては、裏面の提出上の注意及び記入上の注意を必ずご覧ください。
- 労働局処理欄には記入しないでください。
- ホームページから様式をダウンロードするときは、必ず裏面も印刷した上で使用してください。
- 教育訓練休暇制度の支給申請期限は、制度導入・適用計画期間の末日(制度導入日から3年)の翌日から2か月以内、または、長期教育訓練休暇制度導入日から3年以内、被保険者原則として、賃金助成の対象と取得開始日より1年以内であつて超えて当該休暇を取得する場合があります。

計画受付後、労働局において受付番号を記載の上、事業主様へ写しを手交または返送いたします。訓練休暇様式第4号「制度導入支給申請書」の1欄に記載していただく必要がありますので、必ずご確認ください。

※労働局処理欄

【長期教育訓練休暇制度】支給申請期限日 年 月 日 () 日までに労働局へ支給申請いただくようお願いいたします。)
受付番号 13-00-0000-0-0